

新潟市若者支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者に対し、法第15条第1項に規定する関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、「新潟市若者支援協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、第1条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（1）社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。

（2）社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者に対する関係機関等の連携による支援に関すること。

（3）社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の支援に関する調査・研究、研修、広報・啓発に関すること。

（4）その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって組織する。ただし、必要に応じて見直すことができる。

2 協議会に会長を置く。

3 会長は、新潟市教育委員会教育次長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する関係機関等の代表者がその職務を代理する。

(若者支援調整機関)

第4条 法第21条第1項の子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として、新潟市若者支援センター及び生涯学習推進課を指定する。

2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

（1）会議の運営に関すること。

（2）関係機関等の連絡調整に関すること。

（3）その他協議会の事務に関すること。

(会議)

第5条 協議会には、全体会議、実務代表者会議及び個別支援検討会議を置く。

2 実務代表者会議には座長を置く。座長は生涯学習推進課長が指定した者とする。

(全体会議)

第6条 全体会議は別表に掲げる関係機関等の代表者で構成する。

2 全体会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 若者支援に係る情報交換及び連携による支援について

(2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

3 全体会議は、原則として年1回開催する。

4 全体会議は、会長が招集する。

(実務代表者会議)

第7条 実務代表者会議は、別表に掲げる関係機関等の中から選任された者で構成する。

2 実務代表者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 協議会の基本的な運営方針について

(2) 関係機関等の活動状況等の情報交換について

(3) 若者支援に関する調査、研修、啓発等について

(4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

3 実務代表者会議は、必要に応じて開催するものとする。

4 実務代表者会議は、生涯学習推進課長が招集する。

(個別支援検討会議)

第8条 個別支援検討会議は、別表の関係機関等の内、個別支援に関わりのある関係機関等の担当で構成する。

2 個別支援検討会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 複合的な支援の具体的な計画の検討について

(2) 支援に対する関係機関等の連携方法について

(3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

3 個別支援検討会議は、必要に応じて随時開催するものとする。

4 個別支援検討会議は、調整機関が招集する。

5 調整機関は、第2項各号に取り組む上で、必要があると認めるときは、別表に掲げる機関以外の関係者の出席を求め、支援の対象となる若者に関する情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第9条 協議会は、特定の事項を調査検討するため、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会の構成機関等は、協議会において選任し、部員はその機関等から選任された者とする。

3 部会における調査検討の経過及び結果は協議会に報告しなければならない。

4 部会は、調整機関が招集する。

(秘密保持義務)

第10条 協議会の構成員及び第8条第5項の規定により会議に出席した者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月11日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月4日から施行する。

別表（第3条、第6条、第7条及び第8条関係）（順不同）

分野	国	新潟県	新潟市	各種団体	NPO 等
雇用	新潟公共職業安定所 （ときめきしごと館）		雇用・新潟暮らし推進課	新潟地域若者サポートステーション 新潟商工会議所 新潟障害者職業センター 新潟市障がい者就業支援センターこあサポート ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟 障がい者就業・生活支援センター らいふあっぷ	
福祉		こども家庭課	福祉総務課 障がい福祉課 こども家庭課 児童相談所 北区役所健康福祉課 東区役所健康福祉課 中央区役所健康福祉課 江南区役所健康福祉課 秋葉区役所健康福祉課 南区役所健康福祉課 西区役所健康福祉課 西蒲区役所健康福祉課 東区役所保護課 中央区役所保護課 西区役所保護課	新潟市社会福祉協議会 新潟県臨床心理士会 新潟市民生委員児童委員協議会連合会 新潟市発達障がい支援センター 地域生活支援センターふらっと ドリームカレッジ 新潟市パーソナル・サポート・センター 自立訓練（生活訓練）ソーシャルサポートポノ 新潟県社会福祉会 新潟市障がい者基幹相談支援センター	NPO 法人にいがた・オーティズム NPO 法人にいがた若者自立支援ネットワーク・伴走舎 NPO 法人新潟ねっと イツモノトコ NPO 法人 KHJ にいがた秋桜の会
教育		生徒指導課 県立教育センター	学校支援課 特別支援教育課 教育相談センター 生涯学習推進課 中学校長会	新潟県高等学校長協会（公立）	
人権			男女共同参画課		NPO 法人女のスペース・にいがた LGBTQ こころテにいがた にじーず新潟
保健・医療			こころの健康センター	新潟市ひきこもり相談支援センター	
司法・更生・警察	新潟保護観察所 新潟少年鑑別所	警察本部少年課			
その他				(有)ナマラエンターテイメント	ひきこもり・サポートネットにいがた NPO 法人福井旧庄屋佐藤家保存会